

令和 7 年度

浜崎宿舎床材修繕工事（床材上貼り）

仕 様 書

第十一管区海上保安本部

経理補給部経理課

第一章 工事概要

1	工事名	浜崎宿舎床材修繕工事（床材上貼り）	
2	工事目的	本工事は、石垣海上保安部浜崎宿舎（A棟及びB棟）にて、指定する居室の床材上貼り（重ね貼り）修繕工事を実施するもの。	
3	工事期間	契約締結日から令和8年3月19日まで	
4	工事場所	沖縄県石垣市浜崎町2-4-8 浜崎宿舎 A棟、B棟	
5	工事内容	1 内装工事 フローリング上貼り（重ね貼り） 修繕工事	施工居室 A棟 2室 B棟 18室
6	管理事務所	石垣海上保安部経理補給課 沖縄県石垣市浜崎町1丁目1番地8 TEL. 0980-82-4852	
7	工事担当部署	第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 沖縄県那覇市港町2丁目11番地1号 TEL. 098-867-0118 （内線2227）	

第二章 一般共通仕様

- | | |
|-------------------|--|
| 1 適用事項 | 本工事は、この仕様書及び図面に記載した事項によるほか、次の規格等に準じて実施する。
仕様書等
・ 「公共建築工事標準仕様書（建築工事）」（最新版）
・ 「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）
（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
ほか各関係図書による。 |
| 2 設計図書 | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。 |
| 3 監督職員 | 監督職員とは、支出負担行為担当官（第十一管区海上保安本部長）が任命した職員をいう。 |
| 4 現場の納まり等の関係による協議 | 現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。 |
| 5 撤去材及び発生材の処理 | 撤去材及び発生材のうち、返納する物は、整理のうえ「撤去品等発生通知書」を2部提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。返納しない物については、監督職員の指示による。
（1）撤去材の保管及び廃棄は確実に行う。
（2）廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。
（3）返納する物については、指定する場所へ遅滞なく納める。 |
| 6 工事日報 | 工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した日報を監督職員に提出する。
ただし、監督職員の指示する場合は提出を要しない。 |
| 7 疑義等の協議 | 設計図書に明記のない場合、工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合は、監督職員と協議する。 |
| 8 諸届、打合せ | 請負者は、工事に必要な諸届、申請を速やかに行う。 |
| 9 臨機の処置 | 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。 |
| 10 補償 | 当該工事において、第三者又は既設設備等に損害を与えた場合は請負業者によって適正な補償を行うこと。 |
| 11 施設の保全 | 工事中は、各種機器及び既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。
（1）清掃後片付け
工事中、完了後は、施設内外の清掃を行う。
（2）養生シート
工事中は、飛散防止のため足場周囲を養生シートで囲う。（足場を設置する場合に限る） |

- 1 2 材料 材料は、別途再利用するものを除き新品で、建築基準法、グリーン購入法及びその他関連法規に適合する材料等とし、監督職員の検査を受けて合格した者又は、承認を受けたものとする。
- 1 3 諸届出等 工事に必要な官公署その他への諸届出及び手続は、遅滞なく行い、その他必要な経費は、請負者の負担とする。
- 1 4 主任技術者 請負者は、工事に必要な高度な技術と経験を有する主任技術者を定め、届けること。
- 1 5 安全監理 (1) 労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法規に従って工事を行うこと。
(2) 工事現場は常に整理・整頓を行い、必要な安全対策を施すこと。
- 1 6 火気使用 (1) 工事において、火気を使用する必要がある場合は、工程表に明記し、監督職員の承認をえること。
(2) 火気の使用については、細心の注意を払うこと。
- 1 7 工程表 着工に先立ち実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。
ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できる。
- 1 8 完成図書 (a) 工事完成時の提出図書は次を標準とし、監督職員と調整する。
(1) 工事工程写真及び完成写真
(2) 完成図 ※必要な場合
(3) 工事に関する資料 ※必要な場合
(4) 各種試験成績書 ※必要な場合
(5) 各種保証書 ※必要な場合
(6) 各種証明書類 ※必要な場合
なお、工事工程写真及び完成写真の撮影並びに写真の整理方法等詳細は、「工事写真の撮り方」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)による。
(b) 完成図書はファイル等に整理し、監督職員に2部提出する。
- 1 9 その他 (1) 作業時期等について監督職員と調整のうえ実施すること。
(2) 請負金額の支払いについては、検査職員の検査合格後、請負業者からの請求によるものとする。
(3) 第十一管区海上保安部入札・見積者心得書を遵守すること。

第三章 特記仕様

第二章一般共通仕様「1 適用事項」によるほか、次の特記による。

1 共通事項

(1) 大型家具、家電の移動

現状、各居室ほぼ入居済みとなっている。施工対象居室に残置している大型の家具家電（食器棚、冷蔵庫等）については、同室内の空きスペース（和室等）へ移動させる。

施工後については原状回復する。

(2) 養生・清掃後片付け

工事中は、各種家具家電及び既存部分に汚損や破損等を与えないよう十分な養生を行う。また工事中、完了後は施設内外の清掃を行う。

(3) 発生材の処理

構外に搬出し、再生資源の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、その他関係法令等によるほか、建設副産物適正処理推進要綱に従い適切処理し、監督職員に報告する。

産業廃棄物処理については、マニフェスト及び搬出入状況写真等により管理し適法に行なう。

(4) 施工順序

現状、各居室ほぼ入居済みとなっていることから、施工順序については、別途指示する。

2 仮設工事

(1) 監督職員事務所及び仮設施設

設置しない

3 工事内容

(1) 「参考」既設フローリング

A 棟居室（台所、ホール、居間、洋間）

=複合フローリング（ $t = 12\text{ mm}$ ）

B 棟居室（洋間、ホール、台所）

=複合フローリング（ $t = 12\text{ mm}$ ）

(2) 床フローリング上貼り（重ね貼り）修繕（別紙1～4参照）

① 指定する居室の床フローリングについて、既設フローリングの上から新たなフローリングを敷設する。

（ア）A 棟（世帯用） 計2室

・ 施工箇所（台所、ホール、居間、洋間）

・ 1室あたり 約35.48㎡

・ 合計 約71㎡

・ 施工居室番号（別紙参照）

(イ) B棟(単身用)計18室

- ・施工箇所(洋間、ホール、台所)
- ・1室あたり 約17.77㎡
- ・合計 約320㎡
- ・施工居室番号(別紙参照)

(ウ) 色:既設同色またはブラウン系

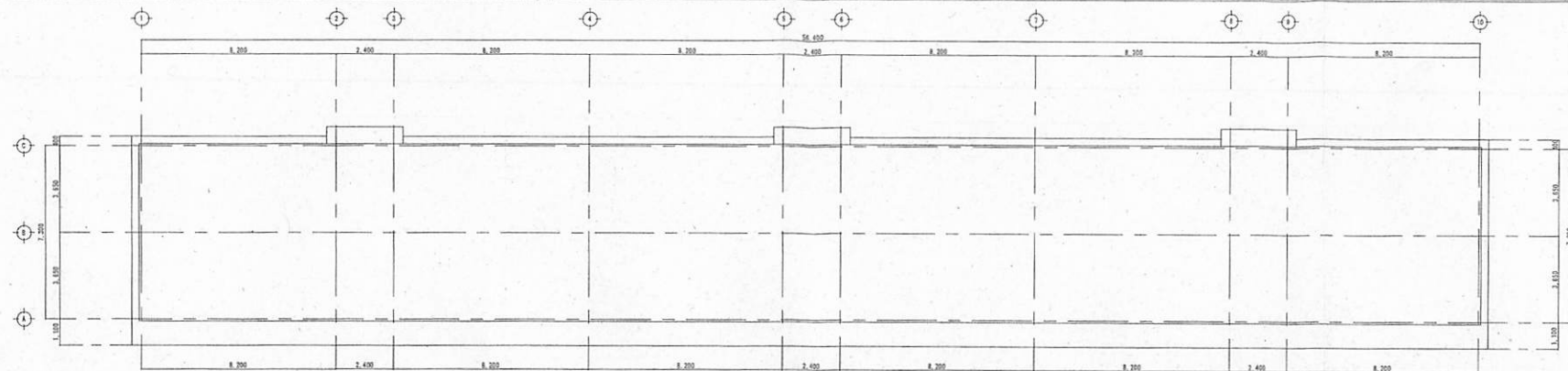
材質:SPCフローリング(UV塗装済み)または
上記同等品

新設フローリング厚さ: $t=10\text{mm}$ 以内程度

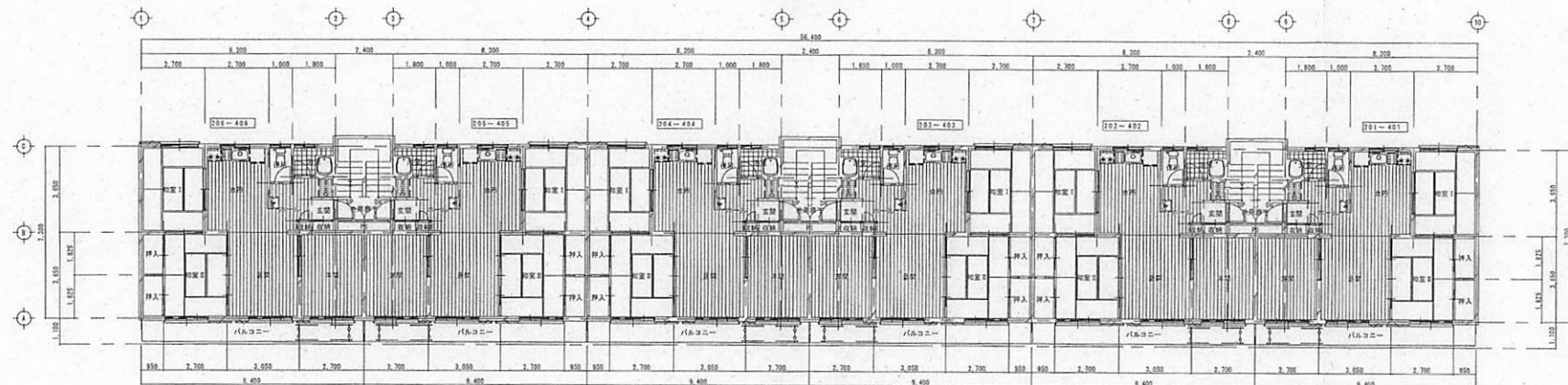
(エ) 各開き戸および引き戸の開閉に支障が生じぬよう
施工する。

(オ) 上貼り(重ね貼り)を施工する際は、下地調整等を行い
平らに仕上げる。

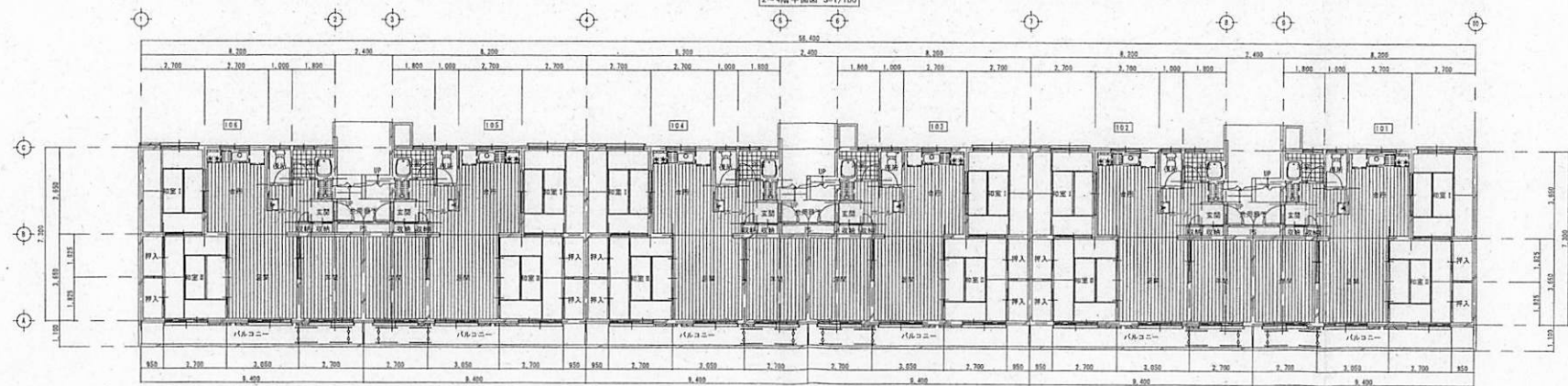
(カ) 巾木とフローリング材の隙間を埋める。

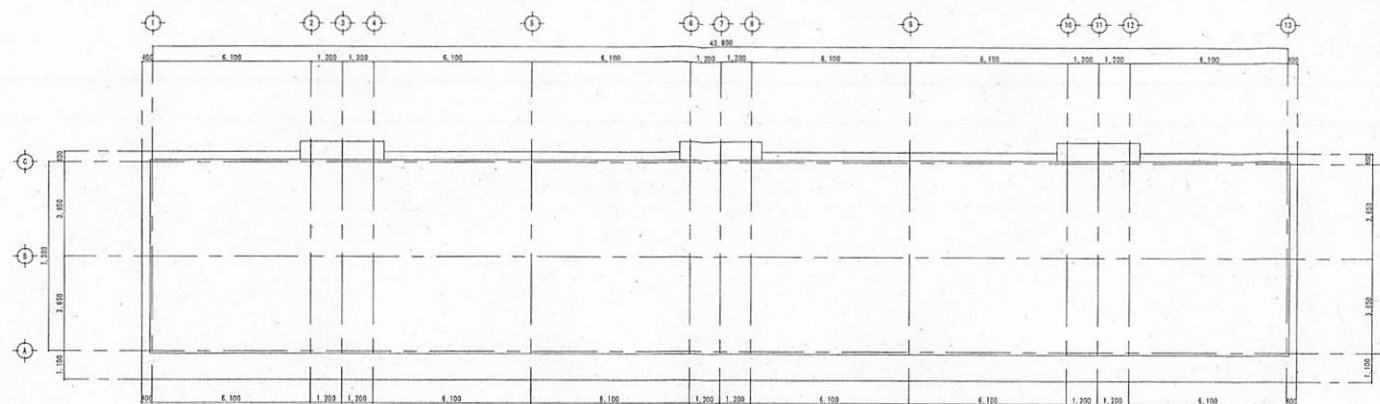


0階平面図 S=1/100

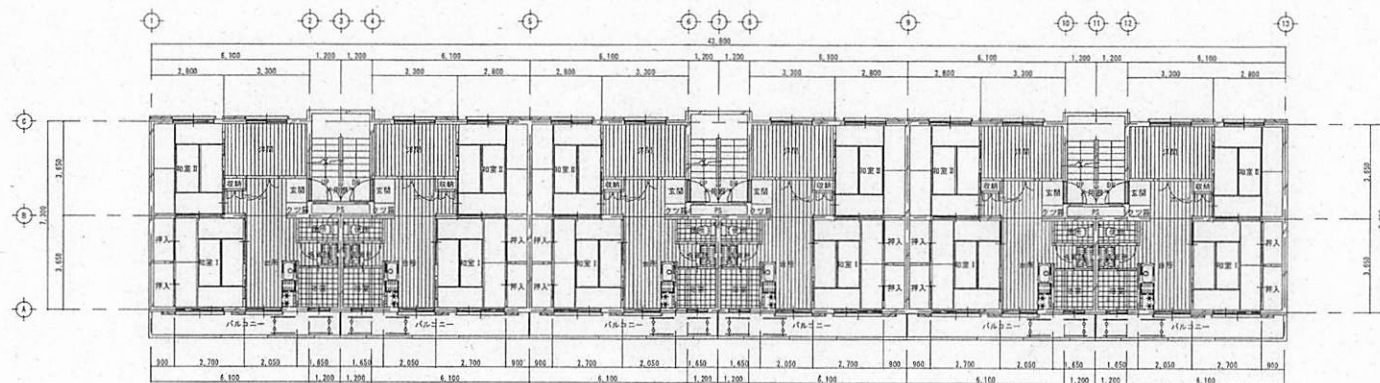


2~4階平面図 S=1/100

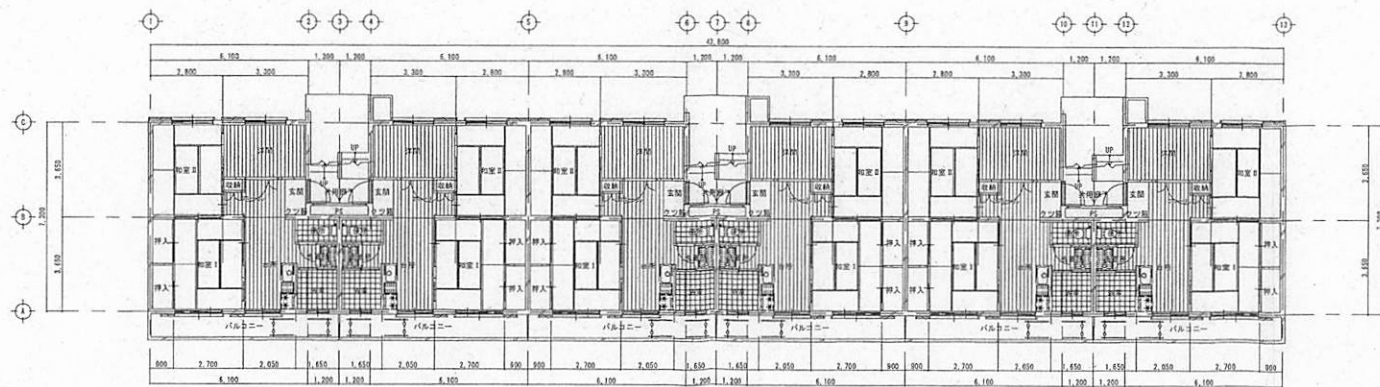




1階平面図 S=1/100



2~5階平面図 S=1/100



1階平面図 S=1/100 ※ (101) は戸番号を示す。

備考

工事名称 浜崎宿舍床材修繕工事（床材上貼り）

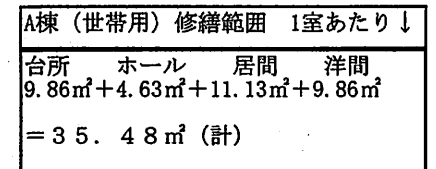
図面NO

図面名 各階平面図（浜崎B棟）

1/100

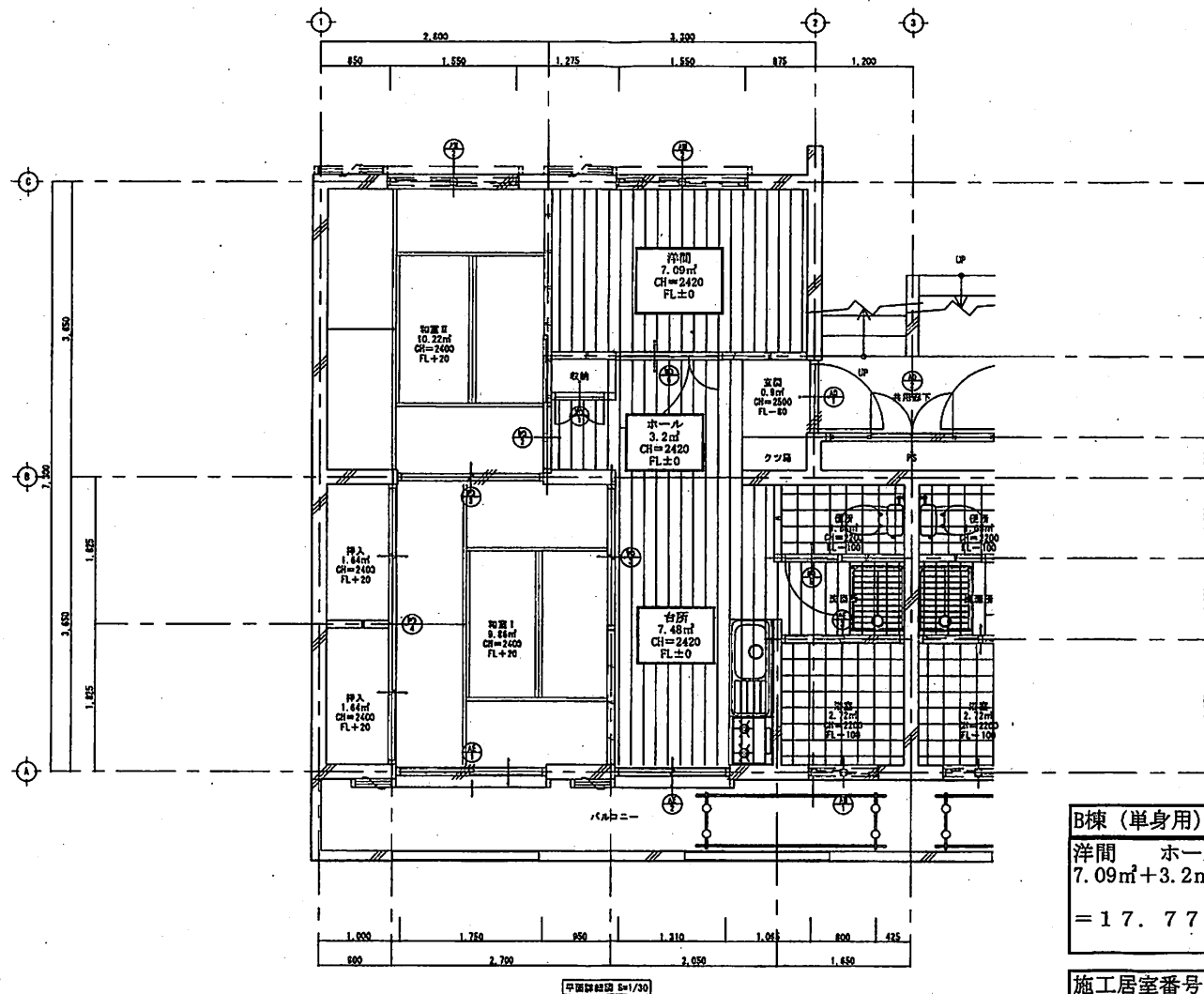
別紙 2

建築場所 沖縄県石垣市浜崎町2-4-8



施工居室番号
A - 101、A - 403号室 (計2室)

沖縄県石垣市浜崎町2-4-8



B棟 (単身用) 修繕範囲 1室あたり↓
 洋間 ホール 台所
 7.09㎡ + 3.2㎡ + 7.48㎡
 = 17.77㎡ (計)

施工居室番号
 B-106、B-201、B-206、B-301、B-302
 B-303、B-304、B-305、B-306、B-401
 B-403、B-404、B-405、B-501、B-504
 B-505、B-506、B-202号室 (計18室)

備考

工事名称 浜崎宿舎床材修繕工事 (床材上貼り)
 図面名 平面詳細図 (浜崎B棟) 1/30
 建築場所 沖縄県石垣市浜崎町2-4-8

別紙 4